

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 3 月 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち駐車場（以下「駐車場」という。）にあつては、休場日を定めない。

第8条の次に次の3条を加える。

（駐車料金）

第8条の2 駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。

- 2 駐車料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。ただし、駐車場が設置されている公園を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するときは、駐車料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が駐車料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 4 駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあつては、市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（駐車料金の不徴収）

第8条の3 市長（駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。

- （1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動

車

(2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために利用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める自動車

第8条の4 市長又は指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車料金を徴収しない日を定めることができる。ただし、指定管理者が駐車料金を徴収しない日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

第9条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第15条中「第7条第3項」の次に「及び第4項」を、「運動施設」という。）の次に「及び駐車場」を加える。

第21条第4項を削り、同条第5項中「（駐車場の利用料金を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第24条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「利用料金」の次に「及び駐車料金」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「市長又は」を加える。

第29条中「施設等」を「公園施設」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
民権の森公園	町田ぼたん園
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場

	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園駐車場
相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
	相原中央公園駐車場
鶴川中央公園	鶴川球場
	鶴川中央公園テニスコート
鶴川1号緑地	鶴川第2テニスコート
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
	鶴間公園駐車場
日向山公園	藤の台球場
	日向山公園駐車場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
	忠生公園駐車場
木曽山崎公園	木曽山崎グラウンド
薬師池公園	薬師池公園駐車場

芹ヶ谷公園	芹ヶ谷公園駐車場
-------	----------

別表第2の2の表備考を次のように改める。

備考 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

別表第2の2の表を別表第2の3の表とし、同表の前に次の1表を加える。

2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
サン町田旭体育館駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
町田中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
野津田公園駐車場	午前6時から午後10時30分まで
小野路公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
相原中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
鶴間公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
日向山公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
忠生公園駐車場	午前6時30分から午後7時30分まで
薬師池公園駐車場	午前6時から午後7時まで
芹ヶ谷公園駐車場	午前6時から午後7時まで

別表第4中「第8条」の次に「、第8条の2」を加える。

別表第4の3の表を削る。

別表第4の2の表(1)中「(駐車場を除く。)」を削り、同表を別表第4の3の表とし、同表の前に次の1表を加える。

2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場 町田中央公園駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額

野津田公園駐車場	(1) 30分まで 無料
小野路公園駐車場	(2) 30分を超え2時間まで 100円
相原中央公園駐車場	(3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額
鶴間公園駐車場	に、2時間を超える部分について30分までご
日向山公園駐車場	とに50円を加えた金額
忠生公園駐車場	(4) 9時間を超える場合 800円
薬師池公園駐車場	
芹ヶ谷公園駐車場	

備考 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1時間30分まで 無料
- (2) 1時間30分を超え2時間まで 50円
- (3) 2時間を超え2時間30分まで 150円
- (4) 2時間30分を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
- (5) 9時間を超える場合 800円

別表第5中

「	「
194	204
139	146
34	36
87	91
174	183
17	18

3 4
8 7
1 7 4
1 7 4
1 7 4
6 9
1 7 4
1 7 4
8 7
8 7
1 7 4
6, 1 3 6
1 0 0
4, 7 0 0

を

3 6
9 1
1 8 3
1 8 3
1 8 3
7 3
1 8 3
1 8 3
9 1
9 1
1 8 3
7, 4 4 0
1 0 0
5, 8 0 0

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

改正後	改正前
(有料公園施設) 第 7 条 略 2・3 略 4 <u>前項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち駐車場(以下「駐車場」という。)にあつては、休場日を定めない。</u> <u>(駐車料金)</u> 第 8 条の 2 <u>駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。</u> 2 <u>駐車料金は、別表第 4 に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。ただし、駐車場が設置されている公園を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理するときは、駐車料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u> 3 <u>市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が駐車料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。</u> 4 <u>駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあつては、市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</u> <u>(駐車料金の不徴収)</u> 第 8 条の 3 <u>市長(駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。</u> (1) <u>道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車</u>	(有料公園施設) 第 7 条 略 2・3 略

改正後	改正前
(2) <u>駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために利用する自動車</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める自動車</u> <u>第 8 条の 4 市長又は指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車料金を徴収しない日を定めることができる。ただし、指定管理者が駐車料金を徴収しない日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。</u> (指定管理者による管理) 第 9 条 都市公園の管理は、<u>指定管理者</u>に行わせることができる。 (休館日等の変更) 第 15 条 第 7 条第 3 項<u>及び第 4 項</u>の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設のうち運動施設(以下「運動施設」という。)<u>及び駐車場</u>の休館日若しくは休場日(以下この条において「休館日等」という。)を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。 (利用料金) 第 21 条 略 2・3 略 4 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料	(指定管理者による管理) 第 9 条 都市公園の管理は、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせることができる。 (休館日等の変更) 第 15 条 第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設のうち運動施設(以下「運動施設」という。)の休館日若しくは休場日(以下この条において「休館日等」という。)を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。 (利用料金) 第 21 条 略 2・3 略 4 <u>前項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金は、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。</u> 5 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金(<u>駐車場の利用料金を除く。以下この項において同じ。</u>)を減額し、

改正後	改正前
金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。 5 略 第 22 条 削除 (利用料金等の不還付) 第 24 条 既納の利用料金及び駐車料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。 (損害賠償) 第 29 条 <u>公園施設</u>に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。 6 略 (<u>駐車場利用料金の不徴収</u>) 第 22 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。 (1) <u>道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車</u> (2) <u>駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める自動車</u> (<u>利用料金の不還付</u>) 第 24 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。 (損害賠償) 第 29 条 <u>施設等</u>に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園駐車場
相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
	相原中央公園駐車場
略	略
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
	鶴間公園駐車場
日向山公園	藤の台球場
	日向山公園駐車場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
	忠生公園駐車場
略	略
薬師池公園	薬師池公園駐車場
芹ヶ谷公園	芹ヶ谷公園駐車場

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
略	略
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
日向山公園	藤の台球場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
略	略

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

— 部分は改正部分

別表第 2(第 7 条関係)

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
サン町田旭体育館駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
町田中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
野津田公園駐車場	午前6時から午後10時30分まで
小野路公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
相原中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
鶴間公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
日向山公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
忠生公園駐車場	午前6時30分から午後7時30分まで
薬師池公園駐車場	午前6時から午後7時まで
芹ヶ谷公園駐車場	午前6時から午後7時まで

3 運動施設

略

備考 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 2(第 7 条関係)

- 1 略
- 2 運動施設

略

備考

- 1 駐車場の利用時間は、施設の利用開始時間の30分前から利用終了時間の30分後までとする。
- 2 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

別表第4(第8条、第8条の2、第21条関係)

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円
町田中央公園駐車場	
野津田公園駐車場	
小野路公園駐車場	
相原中央公園駐車場	
鶴間公園駐車場	
日向山公園駐車場	
忠生公園駐車場	
薬師池公園駐車場	
芹ヶ谷公園駐車場	

備考 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1時間30分まで 無料
- (2) 1時間30分を超え2時間まで 50円
- (3) 2時間を超え2時間30分まで 150円
- (4) 2時間30分を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
- (5) 9時間を超える場合 800円

- 3 運動施設
 - (1) 施設利用料金
ア・イ 略
 - (2) 略
- 4 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

__部分は改正部分

別表第4(第8条、第21条関係)

1 略

2 運動施設

(1) 施設利用料金(駐車場を除く。)

ア・イ 略

(2) 略

3 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用単位	利用料金
サン町田旭体育館駐車場	2時間	100円
町田中央公園駐車場		

備考 2時間に満たない時間がある場合は、これを2時間とする。ただし、入場して30分以内に退場した場合は、無料とする。

4 略

別表第 5(第 34 条関係)

占用料

種別		単位	金額(円)
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	204
標識		1本、1月	146
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、1月	36
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル、1月	91
	外径1メートル以上のもの	1メートル、1月	183
電線	電線	1メートル、1月	18
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	36
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	91
		外径1メートル以上のもの	183
鉄塔		1平方メートル、1月	183
変圧塔、マンホールの類		1箇所、1月	183
郵便差出箱		1箇所、1月	73
公衆電話所		1箇所、1月	183
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル、1月	183
	地下部分	1平方メートル、1月	91
高架の占用物件		1平方メートル、1月	91
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル、1月	183
写真撮影のための常時の占用		撮影機1台、1月	7,440
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1時間	100
	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間	5,800
略	略	略	略

備考 略

別表第 5(第 34 条関係)

占用料

種別		単位	金額(円)
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	194
標識		1本、1月	139
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、1月	34
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル、1月	87
	外径1メートル以上のもの	1メートル、1月	174
電線	電線	1メートル、1月	17
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	34
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	87
		外径1メートル以上のもの	174
鉄塔		1平方メートル、1月	174
変圧塔、マンホールの類		1箇所、1月	174
郵便差出箱		1箇所、1月	69
公衆電話所		1箇所、1月	174
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル、1月	174
	地下部分	1平方メートル、1月	87
高架の占用物件		1平方メートル、1月	87
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル、1月	174
写真撮影のための常時の占用		撮影機1台、1月	6,136
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1時間	100
	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間	4,700
略	略	略	略

備考 略